世界のSEPガイドラインの潮流

「IoT時代のSEPライセンスのあり方についての有識者の報告書」“Contribution to the Debate on SEPs”

経済、法律、技術分野の有識者グループは 2021 年 1 月、欧州委員会の諮問を受けて SEP ライセンスの課題と評価に関わる問題を検討し、欧州委員会の政策決定のたたき台となる報告書を公表した。この報告書は、SEP 問題が IoT 時代における EU の中小企業の発展にとって喫緊の課題であるとの認識の下で作成されており、個々の有識者の意見を広く紹介している。欧州委員会はこの報告書の提言を踏まえ、新たな SEP ガイドラインを策定することになろう。

藤野 仁三
FRAND研究会
代表

1．はじめに

欧州委員会の諮問を受けた13人の有識者グループ（下表）が標準必須特許（SEP）ライセンスに関わる諸問題を検討した。そのうち79項目の課題についての有識者の意見を網羅したものが、本稿で紹介する報告書である。

有識者は、EUの中小企業がIoT時代に生き残るためにはSEPライセンスが不可欠であるとの認識の下で、ほぼ３年をかけてSEPライセンス実務の問題を分析・検討し、そのあるべき姿についての提言として報告書にまとめた。報告書には他の有識者の賛同を得られなかった意見も含まれており、必ずしも有識者グループによる統一見解の表明ではない。

報告書は「Executive Summary」（要約）、「Part １」（目的・方法・成果物）、「Part ２」（IoTエコシステムとFRANDライセンス）、「Part ３」（主要課題の分析と提案）、「Annexes」（資料）で構成され、SEPライセンスの具体的な課題については主に「Part ３」で議論されている。

本稿はExecutive Summaryの記載をベースにして報告書の内容を紹介するが、読者の便宜を考え、一部の項目については筆者独自の小見出しを追加している。

有識者グループの構成メンバー

職種／職業	中小企業連合・コンサルタント	企業	大学教員・研究者	裁判官・弁護士
人数	2	5	3	3

2．IoTエコシステムとFRANDライセンス

IoT時代には従来と異なる多様な標準が必要となる。例えば、「IoT通信技術の品質と安全を確保する標準」「IoTサービスとクラウド・サービスで異なる機器を協同させるための標準」「モノとIoTの標準」「サイバー・セキュリティー標準」などが好例である。

一般論で言えば、事務用品にモバイル通信技術は必要ない。しかし、コネクテッドカーには相互操作性を担保する標準が不可欠である。また、接続性を維持するための標準は、コネクテッドカーとコネクテッド冷蔵庫ではその価値が大きく異なっている。

本報告書では、IoT時代にSEPライセンサーと標準実施者が直面すると考えられるこのような問題が検討されている。IoT関連の標準の数が多いことが状況を複雑にしており、それが問題解決をより難しくしている。そして「取引コストの増加」「透明性の欠如」「ライセンスの不確実性の増加」などの経済的、制度的そして実務上の問題が背景にある。そのなかでも喫緊の課題とされているのが「FRAND条件を統一的に適用することの適否」という問題である。

IoTは広い分野を対象とする。一方で標準の価値は、使用される分野によって異なる。それにもかかわらず、FRAND条件を「統一的」に適用すべきであるとの議論は依然として強い。この問題についての判断は世界の判例でも分かれており、有識者グループにおいても議論が割れた。したがって、報告書でもコンセンサスは得られていない。

３．SEP情報の透明性をどう改善するか

「SEPの現在の保有者は誰か」「SEPが真に標準にとって不可欠なものか」――これらの情報は、SEPライセンスが必要かどうかを判断する際に重要である。しかし、SEP数が飛躍的に増加した今日、費用の問題もあってその確認は容易ではない。報告書が改善策として提案するのが、SEPに関わる情報を公開して情報の透明性を改善することである。

現在、多くの標準化機関はSEP保有者に対し関連データの提出を求めていない。その例外ともいえる「欧州電気通信標準化機構」（ETSI）は関連データの提出をSEP保有者に求めているが、提出後にSEPの権利状況に変動があったとしてもデータの更新を行っていない。

（１）SEPデータベース

多くの標準化機関においてSEP関連データのデジタル化の取り組みが遅れている現状に鑑み、報告書はSEP関連情報のデータベース化を提案する。具体的には、SEPの必須性・有効性などの審決・判決情報をデータ化するためのプラットフォームを創設して、標準化機関の会員が自由にアクセスできるようにする提案である。

（２）必須性

SEPが標準にとって不可欠かどうか――つまり「必須性」の問題――の解決策として、報告書は関連情報の公開を提案する。関連情報が公開されれば、標準実施者の製品にSEPライセンスが必要かどうかの判断がしやすくなるためだ。

また、報告書はSEPポートフォリオのFRANDロイヤルティーを決定するためのシステムづくりを提案する。具体的には、①SEP保有者が欧州特許庁のような独立機関を設立し、その機関が標準採択後すぐにSEPの必須性を確認できるようにする、②必須性確認費用を抑えるため、ファミリー特許の場合は主要国の特許だけを調べ、それ以外についてはSEP保有者に必須性を確認させる、③独立した評価者が必須性を評価し、必須性が確認された場合にクレームチャートを含めたSEP情報をデータベース化して利害関係者に情報提供する、④標準実施者がSEPの必須性を争えるよう迅速かつ低廉な手続きを導入する、⑤SEP保有者に標準採択後速やかに必須性確認を求める――などである。

（３）有効性

SEPの有効性を確認するための方法として、報告書は①SEPの有効性が担保されるよう標準化機関が標準関連文書を特許庁と共有する、②SEPに対する異議申立制度を導入する、③SEP保有者にAIによる公知例調査を奨励し、特許庁の審査を改善する、④第三者機関にSEPの有効性審査を委ねる、⑤これらの手続きをSEPの無効裁判の前に義務づける――ことを提案する。

４．バリューチェーンのライセンスのあり方

SEP保有者が「license to all」と「access to all」のどちらに依拠すべきか――これは、SEP保有者が「価値連鎖」（バリューチェーン）のなかでライセンシーを自由に選べるかどうかという問題でもある。この点についての有識者の見解は分かれ、以下の３原則に議論が集中した。

（１）特定バリューチェーンへのライセンス

特定部品（例えば、スマホの「チップ」や「汎用部品」）のサプライヤーに対するライセンスは経済学的な観点で考えるべきである。関連SEPが全てライセンスされた場合には「取引コスト」が減少し、他のサプライヤーとのロイヤルティー過不足問題が生じない。これらの要素を考慮する場合、SEP保有者とサプライヤーとの間に水平的・垂直的な協調が存在することが前提となる。

（２）SEPポートフォリオのFRANDロイヤルティー

バリューチェーンのどのレベルのサプライヤーがライセンシーであろうと、SEPポートフォリオのロイヤルティーは同一であるべきである。これは、ライセンシーが自動車メーカーであろうと部品サプライヤーであろうと変わらない。

（３）FRANDロイヤルティー

FRANDロイヤルティーは最終製品価格に含まれるべきである。部品サプライヤーが自分の利益を吐き出してSEPロイヤルティーを支払うような状況は回避されなければならない。バリューチェーンの上流に対するライセンスの場合、部品サプライヤーがライセンスコストを価格に上乗せできるようにすべきであり、そのためにはバリューチェーンの垂直的な協調についての協議が必要である。

５．FRAND条件をどう判定すべきか

（1）「公正・合理的」なロイヤルティーとは何か

SEPライセンスのロイヤルティーは、その「ベース」を決定し、それに「料率」を掛けて算出する。「ベース」として使用される数値は、最終製品や中間製品の販売額、特許技術を使用した最小販売可能特許実施ユニット（SSPPU）など種類が多い。「料率」や「定額ロイヤルティー」を使用することが多く、上限が設けられる場合もある。

特許技術が本来持つ価値を超えた「過剰な」ロイヤルティーを求めることは、「公正･合理的」とはいえない。また、標準実施品に使用されたことで生み出される「付加的な価値」を回収しようとすることも「公正・合理的」ではない。

SEP保有者が提示した条件が本当に「公正・合理的」であるかどうかを判定するための方法として幾つかのアプローチがある。いずれも長所と短所を持つが、どのアプローチを採用するかは個々のケースにより異なる。

さまざまなアプローチを組み合わせてもよい。例えば「ライセンス事例比較アプローチ」により幾つかの契約事例を比較し、その結果を「トップダウン・アプローチ」で検証することもできる。その結果は想定範囲を示すものであって、正確な数値を特定するものではないことに注意が必要である。

（2）ライセンス条件が「非差別的」となる場合

FRAND宣言とはSEPライセンスを「非差別的」にする旨のSEP保有者による約束である。「非差別的」にするという約束をしたライセンサーは、同じ状況にあるライセンシーを同等に扱わなければならない。提示条件が「非差別的」かどうかは「公正・合理的」の基準と切り離して独自に判断されるものではない。

① License to All

ライセンス条件を「非差別的」にすると宣言したからといって、全てのライセンシーに対し同一条件でライセンスすることが求められているわけではない。ライセンサーは市場に応じた異なるライセンス条件を提示できる。その場合、ロイヤルティーが市場の状況（販売量、ロイヤルティー支払いの確実性、地理的範囲など）に応じて異なることを、ライセンサーは客観的に正当化できなければならない。

市場環境が類似する事業者に対するロイヤルティーの値引きは一般的に問題ない。特定の標準実施者を優遇したとしても、法的な問題は生じない。ただし、そのような優遇措置によってライセンサーが何らかの付加的な利益を得る場合でなければならない。

②「非差別的」の判定

SEP保有者が提示する条件が「非差別的」かどうかは、類似する業種・業界のライセンシーに対するライセンス条件と比較することで判断できる（「ライセンス比較事例アプローチ」）。しかし、実際にはライセンス契約に非開示義務があるため、ライセンス条件の内容を第三者が検証することは容易ではない。

この問題を解決するため、報告書は「レポジトリー」（つまり、データベース）を設置し、既存のSEPライセンス契約のデータを蓄積することを提案する。レポジトリーに蓄積されたデータは、裁判所や独禁当局など特定の機関による限定された使用目的でのアクセスが認められる。

６．交渉促進と紛争処理をどう進めるか

SEP保有者と標準実施者のライセンス交渉は、SEP保有者が標準化機関に対して行ったFRAND宣言を前提とする。また、SEP保有者の差止請求は、欧州連合司法裁判所（CJEU）の「Huawei対ZTE事件」判決に準ずる。Huawei判決は両当事者に誠実交渉を求めるため、交渉当事者はライセンスに「前向きである」ことを立証しなければならない。

SEP問題には複雑な利害関係が絡むことから、その解決のために第三者とのライセンス契約と照合することが必要となる。これはHuawei判決では解決できない問題であり、報告書は以下のように提案する。

（1）ライセンス契約の透明性

ライセンス契約の透明性は、SEPライセンス契約の情報をデータベース化すれば改善できる。交渉当事者がデータベースにアクセスできるようにすれば、ある程度の透明性は確保される。

この点について報告書は具体的に①標準実施者が標準実施品の販売前にライセンスを取得できるようSEP保有者が

特許の必須性を実証すること、②15品目の標準実施製品に標準的なライセンス条件を明示すること――を提案している。

また、標準実施者がSEPライセンスを求めないときにはそれを「ホールド・アウト」とみなし、ペナルティーとしてFRANDロイヤルティーより高いライセンス料を課すことも提案する。

SEP保有者が標準的なライセンス条件を開示しない場合の対策として、標準実施者が上市した製品を標準化機関のデータベースに登録しておき、善意の証明に後日利用する方法が提案されている。標準実施者が事前登録を行わない場合には、制裁としてFRANDロイヤルティーよりも高いライセンス料を支払うことになる。

（2）交渉促進策

報告書は、ライセンス交渉の当事者間の話し合いを促進し、不当な交渉の引き延ばしを防止する方策として悪意の当事者に「ペナルティー」を科すことを提案する。裁判所がライセンシーの悪意を認定した場合、ライセンシーはFRANDロイヤルティーに加えて追加の実施料が求められる。

ライセンサーに悪意が認められる場合の制裁は、「FRANDロイヤルティーの割り引き」である。

（3）裁判所の裁定

交渉当事者がライセンス条件に合意しないとき、裁判所がFRANDロイヤルティーを裁定すべきかどうかについては、２つの対立する意見が出された。報告書は、①両当事者にFRANDロイヤルティー案を出させ、どちらの案がより妥当かを裁判所が判断する、②SEP保有者にFRANDロイヤルティー案を提示させ、ライセンシーがその受け入れを拒絶したときに裁判所が非FRANDの理由の立証をライセンシーに求める――の両論を併記している。

（4）外部団体による評価

裁判所が交渉当事者間の紛争に関わる事項についての外部専門家の評価や和解提案を積極的に利用すべきかどうかについて、幾つかの意見が出された。代表的な意見として、①外部の評価結果により訴訟当事者が拘束されるべきではない、②裁判所は専門家の理由を参考意見にとどめるべきだ――などがある。

７．パテントプール

SEP件数と保有者数が飛躍的に増加した結果、多数の標準を実施するIoT関連商品には数多くのSEPライセンスが必要となるため、「パテントプール」がライセンス実務の煩雑さを解消する方法として有力視されている。パテントプールは「取引コスト」の低減をもたらし、全SEPのロイヤルティーを一括払いできるメリットがある。

パテントプールの魅力をさらに向上させるためには、SEPの捕捉率を高めなければならない。報告書はこの点について、標準採択後できるだけ早くパテントプールに含まれることが可能となるよう、標準化機関が早期に外部団体によるパテントプールの形成を促すべきだと提案する。

（1）公営ライセンス管理団体の設置

SEP保有者が複数存在する場合、パテントプールを立ち上げ、運用できるようになるまでに相当の時間がかかる。そこで報告書は、希望者ができるだけ早く全ての欧州関連SEPライセンスを受けられるよう、パテントプールの正式運用が始まるまでの間、暫定的な公営ライセンス管理団体を法律で定めるべきだと提案する。

（2）共同パテントプール

IoT製品は多数の標準を用いるため、パテントプールの使いやすさを担保するための方法が提案された。製品に使用される同一技術や機能に関する一群のパテントプールを傘下に持つ「プール」を形成することである。

これによりライセンサーとライセンシーの両方に取引コストの低減効果が期待できる。また、標準実施者が共同でライセンス交渉できるようになれば、取引コストの低減はさらに進む。その場合、共同パテントプールの運用管理のために規則を制定することが必要となる。

ふじの じんぞう

日本企業・米大手法律事務所勤務を経て2005年から2015年まで東京理科大学専門職大学院教授。著書に『ロバーツ・コートの特許のかたち』『標準必須特許ハンドブック（初版、第２版）』（編著）、『知的財産と標準化戦略』『標準化ビジネス』（共著）、『特許と技術標準』など。平成30年知財功労賞受賞。早大法学研究科修了。